

「ふじみ野市文化施設管理運営計画（案）」に関する意見等の募集結果について

■提出期間

令和2年3月9日（月）～ 令和2年3月27日（金）

■意見の募集結果

提出者数 40名 提出件数 103件

■意見提出方法の内訳

郵便 0件 ファクシミリ 1件 電子申請 0件  
 電子メール 1件 直接書面による提出 38件

■担当課

文化・スポーツ振興課

■意見の概要と市の考え方

No.	意見の概要	件数	市の考え方（修正がある場合は修正内容）	修正
1	<p>【22頁】生涯学習、社会教育、文化芸術の再定義</p> <p>生涯学習・社会教育、文化芸術の関係図がありますが、生涯学習と社会教育の位置づけが良くわかった。</p>	2	<p>22頁では、従来の生涯学習、社会教育、公民館の定義を整理し踏まえた上で、新たな文化施設を「文化芸術と生涯学習の拠点」と位置付け、ふじみ野市文化施設基本構想の「集う・憩う」「創り出す・発信する」「学ぶ・育む」「出会う・触れ合う」「育てる・継承する」という機能を管理運営に具体的に反映していきます。</p>	—
2	<p>【22頁】生涯学習、社会教育、文化芸術の再定義</p> <p>「文化芸術のうち、地域で市民等が趣味や生活の質の向上のために取り組む文化芸術活動」は、従来どおり教育委員会（公民館）の事業にした方が良い。</p>	1	<p>20頁の社会教育・公民館の課題では、平成31年3月20日に出されたふじみ野市公民館運営審議会による建議の中で示された主な課題を抜粋で掲載しています。それらの課題を解決するために、この文化施設管理運営計画（案）では、教育委員会（公民館）と市長部局における役割分担について見直しを図りました。</p> <p>文化芸術については、市長部局（文化・スポーツ振興課）が主体的に担い、引き続き、教育委員会（公民館）は、「地域の課題発見・解決に向けた事業」や「地域連携事業（一部）」などを担う計画です（22頁及び59頁参照）。</p>	—

			<p>なお、事業を進めるに当たりましては、お互いに連携を密に取りながら、取り組めます。</p>	
3	<p>【22頁】生涯学習、社会教育、文化芸術の再定義</p> <p>「文化芸術固有の価値向上を図る活動」の実施主体については、①市民の運営への参加、②市としてのしかりとした関与、③芸術監督などの専門家の配置が不可欠である。安易な業者委託は、規格内容、市民に対するサービスなどで問題がある場合が多い。</p>	1	<p>22頁では、文化芸術を地域で市民等が趣味や生活の質の向上のために取り組む文化芸術活動は生涯学習に含み、文化芸術固有の価値向上を図る活動は生涯学習の範囲外と定義しました。</p> <p>文化芸術事業については、29頁の基本方針の中で、「ふじみ野らしさを表す独自の参加・創造事業に取り組む」、「市民参加を促す取り組みの推進」など6つの方針を掲げています。文化芸術固有の価値向上を図る活動につきましても、同様の基本方針に基づき市民の皆さまの協力をいただきながら、取り組みます。</p> <p>また、57頁の運営者に求めるものとして、分野ごとの専門人材を多く配置すること、文化芸術、生涯学習に関する情報・人・活動・施設をつなぐ体制づくりなど目指す方針を掲げました。</p>	—
4	<p>【25頁】「事業」の考え方</p> <p>今まで同じような事業が色々な施設で行われており、何を目標しているのかよくわからなかった。26頁に「新たな文化施設に求める機能」を表にまとめ可視化したことで、事業の構成と機能がわかりやすい。</p>	1	<p>25頁は、新たな文化施設の「事業」の定義をまとめ、新たな文化施設で行う「自主事業」は、運営者だけでなく市民等の様々な方々が行う事業との共催、後援、協力を推進し、市内で行われる催し、活動のすべてで「みんなの広場」「アートあふれるまち」の実現を目指します。そのため「自主事業」ということばでなく「事業」に統一しました。</p>	—
5	<p>【26頁】事業の構成</p> <p>「基本理念を通じた文化・コミュニティの振興」の概念図と表の説明があいまいで、内容が理解できない。特に図書館の普及、年代別の内容が理解しにくい。</p>	1	<p>図書館事業における「普及」「年代別」「ボランティア育成」「連携」につきましては、35頁の（仮称）西地域文化施設の図書館事業の4つの分類を図と表に掲載したものです。</p> <p>①「普及」は、普段あまり図書館を訪れない人へのきっかけづくり、普段訪れている図書館の違った魅力を知る機会の提供を通じ、より多くの人に図書館の多様性を普及する事業です。</p>	—

			<p>②「年代別」は、乳幼児、小学生、中学生、高校生、高齢者など、各年代に合わせた本との出会いを促す事業です。</p> <p>③「ボランティア育成」は、読み聞かせや音訳ボランティアのスキルアップ支援や、図書館の仕事を体験する事業など、図書館の運営に関わる人材を育成する事業です。</p> <p>④「連携」は、施設内に複合されたホール、創造育成機能の活用、学校図書館や地域協働学校等との協力など、施設内外の機能、機関と連携して取り組む事業です。</p> <p>26 頁の表は、「新たな文化施設に求める機能(5 頁)」と「各施設の事業(27 頁以降)」との関係性を示したものです。どの施設のどの事業が「文化施設に求める機能」にどのように関わっているのかを確認するために作成しました。</p>	
6	<p><b>【27 頁】複合事業</b></p> <p>今までは、社会教育を目的とした施設であったことから、利用する機会がなかった。管理運営計画のなかで「文化芸術事業」「生涯学習事業」「図書館事業」が複合し、館内・まち全体で楽しむことができる複合事業の展開を検討するのであれ、イオンの買い物後に、訪れたいような事業展開を期待する。</p>	2	<p>複合事業については、ふじみ野市での新しい取組であり、従来の公民館事業の枠を超え、幅広い世代の方が施設を訪れ、参加、交流、集うなどの事業を進めながら、コミュニティ形成等も図っていきます。</p>	—
7	<p><b>【29 頁】文化芸術事業について</b></p> <p>ふじみ野市には専門的なホールがなく近隣市町に比べると文化芸術事業の取組も遅れている。現在、地域のアーティストが音楽家協会を結成し頑張っている。このような地域で頑張るアーティストが市内で活躍していくためにも 29 頁の文化芸術事業の内容を充実し、具体的な取組を作り上げて欲しい。</p>	1	<p>29 頁の文化芸術事業は、ふじみ野市文化振興計画やふじみ野市文化施設整備基本構想・基本計画を踏まえ、基本方針として整理しました。今後は、内容をさらに深めていきます。</p>	—

8	<p>【42頁】貸館計画 貸館にするのは反対である。</p>	3	<p>現在の公民館でも貸館は行っております。新しい文化施設を利用したい団体等に対して、ホールや音楽室、手工芸室、学習室、会議室等を貸し出すことにより、市民の皆さまの様々な活動の場を提供していきます。</p>	—
9	<p>【42頁】貸館計画 市民が様々な文化芸術に触れる機会として、また、様々な団体が自由に活用できる貸館計画を進めていただきたい。ホールなど午前・午後の空いている時間は、若手アーティスト等の練習にも使えるよう連続利用ができることは望ましい。併せて、平日料金と土日料金の差も検討していただきたい。</p>	1	<p>42頁からの貸館計画では、施設利用の利便性向上、複合施設のメリット等を念頭に、市内及び近隣の状況も踏まえ基本的な考え方を示しました。</p> <p>そのため、開館日の増、開館時間の延長、個人利用、営利利用、連続利用への利便性の向上を図っています。</p>	—
10	<p>【44頁】貸出区分・時間 公民館は、1時間単位での予約・使用ができたが、午前、午後、夜間の貸し出しとなる。時間単位での使用は利用する側にとって便利であり、施設の有効活用ができる。</p>	1	<p>基本的には、午前（9時～12時）、午後（13時～17時）、夜間（18時～22時）の3区分とし、利用者の十分な活動時間を担保します。</p> <p>なお、ホール以外の施設については、一定の期間経過後に時間単位の利用受付ができるよう配慮いたします。</p> <p>また、短時間の打ち合わせ等には、共用部分のフリースペースを利用させていただくことも可能です。</p>	—
11	<p>【45頁】利用者の種別 営利利用はさせないで欲しい。 障がい者団体が活動資金のために行うのは良いが、民間の業者は反対である。</p>	13	<p>ふじみ野市管理運営計画(案)は、今までの公民館施設を、専門性の高いホール、図書館、生涯学習機能を持ち併せた複合施設とする(仮称)西地域文化施設として整備するための計画です。</p> <p>5頁に、ふじみ野市文化施設基本構想・基本計画の基本理念である「「楽しいね」「また行こう」新たな楽しみに出会えるふじみ野の文化と人の交流拠点」とし、新たな文化施設に求める機能を示しました。</p> <p>その考え方を基本に、22頁にはふじみ野市における生涯学習、社会教育、文化芸術を再定義し、24頁に、新たな文化施設における管理運営計画の構成を示しました。</p>	—

			<p>ご質問の「45 頁の営利利用」については、地域の民間事業者と連携し多様な趣味の教室や生涯学習講座の開催、有料講師を招くサークル活動なども可能となります。これらは、市民からの要望も踏まえ、学習への選択肢の幅を広げることを目的としています。</p> <p>なお、営利利用に関するルールについては、市民の皆さまの利用を考慮しながら、今後詳細を検討していきます。</p>	
12	【45 頁】利用者の種別 定期利用を優先させないで欲しい。	1	<p>定期に利用される方、不定期に利用される方のどちらの利用に対しましても平等な利用が可能になるよう努めていきます。</p>	—
13	【49 頁】連続利用日数の制限 連続利用の日数は制限を設けた方が 良い。	5	<p>創造的な活動を日数制限なく取り組んでいただく余地を残すために制限を設けないことといたしました。ただし、市民の皆さまの利用を考慮しながら運用において調整等を行ってまいります。</p>	—
14	【50 頁】使用料（利用料金）の考え方 減免制度は継続すべき。 私たちは、自分の利益のためではなく、 文化生活を高めるために行うもの。	17	<p>公民館等の公共施設を維持するために多額の費用を要しています。公民館の維持管理費には、公民館を利用していない方々の税金も充てられているのが現状です。公民館を利用していただく方々には、その費用の一部を負担していただく公民館の減免制度を見直し令和2年4月1日から適用となるふじみ野市公民館条例の一部改正を行いました。</p> <p>なお、見直しに当たりましては、東西施設の料金の均衡を図るとともに、過度の負担とならぬよう配慮して使用料を設定しました。</p>	—
15	【50 頁】使用料（利用料金）の考え方 図書館では図書館法により入館料と 図書館資料の無料が規定されている。 集会室等についての規定はないが、 多くの公立図書館で無料にしてきて おり、無料にすべきである。	1	<p>ご指摘のとおり、図書館法第17条では、公立図書館の入館料と図書館資料の無料が規定されており、新たな文化施設でも有料化は考えていません。</p> <p>なお、図書館の集会室等につきましては、No.9の市の考え方とおおり、図書館の集会室等を利用していただく方々には、その費用の一部を負担していた</p>	—

			<p>だくこととし、令和2年4月1日から適用となる図書館条例の一部改正を行いました。</p>	
16	<p>【50頁】使用料（利用料金）の考え方</p> <p>新しい施設で再度使用料を変更することに反対。</p>	14	<p>令和2年4月1日に改正したふじみ野市公民館条例では、東西施設の料金の均衡を図るとともに、過度の負担とならぬよう配慮して使用料を設定しました。</p> <p>新しい文化施設においても同様の考え方を継承していきたいと考えています。なお、機能が向上する施設や新たに整備する備品等についての使用料については今後検討していきます。</p>	—
17	<p>【57頁】運営組織計画</p> <p>専門性の高いホールを活用し文化芸術事業を行うには、ハード・ソフト両面で専門職員が必要と考える。市の職員にこだわらず、民間でも専門性が高く、市民に文化芸術の普及を積極的に進めていく高い志を持つ人材の配置を。</p>	1	<p>57頁に運営者に求める者として、新たな文化施設では、各機能における専門人材の配置、情報・人・施設をつなぐ体制、市内の人材活用、人材の育成などの基本方針を示し、これまでの社会教育施設運営の課題を踏まえながら、地域に寄り添った運営は継続していきます。</p>	—
18	<p>【57頁】運営者に求めるもの</p> <p>「職員の異動に伴う専門性・継続性の確保の難しさ」が書かれているが、「社会教育主事や図書館司書などの専門資格を有する人材」やその他の人材の配置が謳われており、早急な改善を求める。</p>	1	<p>57頁では、各公民館における現状の課題を認識した上で、運営者に求めるものとして5点を掲げています。特に重要であるのは、専門人材の配置です。社会教育主事や図書館司書などの専門資格を有する人材や文化芸術、生涯学習、図書館サービス、経営管理等のそれぞれの分野において、見識とともに実務経験が豊富な人材を多く配置し、専門性の高い組織が質の高いサービスを提供できるよう努めていきます。</p>	—
19	<p>【58頁】運営主体</p> <p>「文化施設としての図書館」と書かれているが、図書館は、図書館法で「社会教育法の精神に基づき」とあるように社会教育施設である。このように再定義した根拠は何か。</p>	2	<p>図書館につきましては、26頁の「基本理念の実現を通じた文化・コミュニティの振興」の図に示すとおり、教育基本法、社会教育法及び図書館法を根拠とした社会教育施設です。</p> <p>58頁では「文化施設の図書館」と記していますが、文中、上福岡図書館と区別するためにそのような表現を使ったものです。</p>	—

20	<p>【58頁】運営主体</p> <p>図書館の運営が変わった際に、開館時間が延長された。新たな文化施設においても、子どもから高齢者などが楽しめるような事業展開や利用者の利便性が向上するように、民間事業者を活用していただきたい。</p>	1	<p>新たな文化施設の運営主体には、複合機能を活かしたユニークで多様な事業、専門性の高い文化芸術事業、幅広く市民が参加できる体験型の事業などが実施できる、高いコミュニケーション能力と専門性を持つ人材が求められます。</p> <p>そのようなノウハウを持つ民間事業者の活用と市内の文化団体の協力を得ることで実現を図りたいと考えます。</p>	—
21	<p>【59頁】直営部分と指定管理部分の整理</p> <p>公民館をなくさないで欲しい。</p> <p>公民館は、社会教育施設として利用されるべき。</p> <p>公民館としての歴史を考えて構想を練って欲しい。</p> <p>公民館としての存在意味が不明になる。</p> <p>公民館の役割を改めて説明して欲しい。</p> <p>公民館として自主事業を。</p> <p>公民館施設の安定を望む。</p> <p>公民館を安心して今までのように利用したい。</p> <p>「地域課題発見・解決事業」及び「郷土学習事業」について所管・実施主体を「教育委員会（公民館）」としているのは多とするが、「地域連携事業」や「貸館計画」、「地域文化振興事業」について公民館から切り離すことは問題がある。</p>	11	<p>新しい文化施設となっても公民館が無くなるわけではありません。</p> <p>平成31年3月20日に出されたふじみ野市公民館運営審議会による建議「今後の公民館の施設方針」の中で、現在の社会教育・公民館における課題が示されました（20頁参照）。</p> <p>その課題を受けて、社会教育に関する専門性の確保、地域とのつながり、公民館分館も含めた施設の活用及び使用方法の見直し、地域の団体とのネットワークの形成など多くの課題解決が求められています。</p> <p>そのような中、市の所管及び実施主体を整理したものが、59頁の表です。</p> <p>現状の課題解決のために、教育委員会（公民館）が担ってきた事業の一部を市長部局（文化・スポーツ振興課、協働推進課）が引き継ぎ、本来教育委員会（公民館）が行うべき、重要課題である「地域の課題発見・解決に向けた事業」や「地域連携事業（一部）」などについての取り組みを進めていくものです。</p>	—
22	<p>【59頁】運営主体</p> <p>市の職員を配置して欲しい。</p> <p>指定管理者に運営をすべて任せるのは反対。</p> <p>市の直営でやって欲しい。</p> <p>民間業者では利用しにくい。</p> <p>図書館の運営を指定管理者にして経</p>	21	<p>59頁の表が市の所管及び実施主体を整理したものです。</p> <p>今までは、教育委員会（公民館）が直営で担ってきた事業の一部を市長部局（文化・スポーツ振興課）が引き継ぎ、指定管理者制度を導入して事業を進めます。</p>	—

	<p>験豊富な司書の確保ができるのか。</p>		<p>教育委員会（公民館）は、重要課題である「地域の課題発見・解決に向けた事業」や「地域連携事業（一部）」などについての取り組みを進めていくものです。</p> <p>指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的としています。指定管理者が行う事業については、市が作成する協定書や仕様書に基づき事業が行われ、仕様内容に沿った運営がきちんに行われているかなどについてモニタリングを行い随時チェック・評価を行います。</p> <p>指定管理者制度を導入した上福岡図書館では、サービスが向上したと市民の皆さまから高い評価をいただいているところです。新たな図書館の運営についても、指定管理者制度を導入し、経験豊富な図書館司書を必要な人数確保するとともに、市の専門職員によるモニタリング等を実施し、多くの皆さまに安心して利用していただける図書館を目指します。</p>	
23	<p>【59頁】直営部分と指定管理部分の整理</p> <p>「地域課題発見・解決事業のように地域に寄り添う取り組みや市民参加の取り組みは行政が直接行うほうが行政の専門性を活かし長期的に取り組むことができるため従来通り市が直営で行う。」としている。図書館サービスの重要なものの一つとして、「課題解決支援」を積極的に行っているにもかかわらず指定管理者となっており、論理矛盾がある。</p>	1	<p>図書館における課題解決支援の取り組みについては、55頁において、「ビジネス支援」、「法情報支援」、「医療状況支援」、「行政支援」の4項目を掲げています。また、56頁では、地域文庫や地域協働学校などと連携したアウトリーチ事業などを実施する予定です。図書館事業については、指定管理者により実施してまいりますが、図書館サービスを進めていく中で、地域課題が発見された場合等には、社会教育課、公民館と情報を共有し、地域の課題解決に向けた事業を行っていきます。このような連携を図りながら、「地域の課題</p>	—



		発見・解決に向けた事業」や「地域連携事業（一部）」などに関する分野については、教育委員会（公民館）が、主体的に担っていく予定です。	
--	--	---	--